

2010年1月4日

日綜（上海）投資コンサルティング有限公司  
副総経理 吳 明憲

E-mail : [meiken@jris.com.cn](mailto:meiken@jris.com.cn)

URL : <http://www.jris.com.cn>

上海市浦東新区世紀大道100号

上海環球金融中心15楼62室

電話 : 021-5054-1677 fax : 021-5054-6122



日本総研

The Japan Research Institute, Limited グループ



非居住者企業の出資持分譲渡所得  
に対する企業所得税管理の強化

2009年12月10日付けで「《国家税務総局：非居住者企業の出資持分譲渡所得に対する企業所得税管理の強化》に関する通知」<sup>1</sup>が公布され、2008年1月1日に遡って施行されることになりました。非居住者企業の出資持分譲渡所得の企業所得税の管理を明確にするためのものといえます。

## 1. 対象となる所得

本通知がいうところの出資持分譲渡所得とは、非居住者企業が中国居住者企業の出資持分（公開された証券市場における国居住者企業の株券を購入して売却することは含みません）を譲渡する際に取得する所得をいいます。具体的には例えば日本本社が出資している中国国内の外商投資企業の出資持分を譲渡した際の所得が該当します。

## 2. 処理方法

源泉徴収義務者が控除を行わない、または控除義務を履行することができない場合、非居住者企業は契約、協議に約定した出資持分譲渡の日（譲渡側が事前に出資持分譲渡収入を取得した場合、出資持分譲渡収入の実際の取得日）より7日以内に、出資持分が譲渡される中国居住者企業所在地の主管税務機関（当該居住者企業の所得税徴税管理を担当する税務

<sup>1</sup> 国税函[2009]698号

機関)に企業所得税納税申告を行う必要があります。

### 3. 出資持分譲渡所得の計算方法

出資持分譲渡所得は出資持分譲渡価格から出資持分コスト価格を減じた後の差額をいいます。出資持分譲渡価格及び出資持分コスト価格の意味するところは次の通りです。

出資持分譲渡価格	出資持分譲渡人が譲渡する出資持分から受け取る現金、非貨幣資産または権益等の形式を含む金額をいいます。出資持分譲渡される企業に未配当利益または税引き後の各項積立基金等があれば、出資持分譲渡人は出資持分と一緒に当該株主に留保している収益権の金額を譲渡し、出資持分譲渡価格より控除することはできません。
出資持分コスト価格	出資持分譲渡人が投資の際中国居住者企業に実際に支払った出資金額、または当該出資持分を購入時当該出資持分の原譲渡人に実際に支払った出資持分譲渡金額をいいます。

出資持分譲渡所得を計算するにあたり、その通貨は当初投資した際のまたは元の投資方が当該出資持分購入した時の通貨種類で出資持分譲渡価格ならびに出資持分コスト価格を計算します。同一の非居住者企業に複数回の投資があった場合には、初回の資本投入時の通貨種類で出資持分譲渡価格ならびに出資持分コスト価格を計算し、加重平均法で出資持分コスト価格を計算します。また、複数回投資した際に通貨種類が一致していない場合、資本投入ごとに、当日のレートで初回投資時の通貨種類に換算を行います。

なお、非居住者企業がその関連先に中国居住者企業出資持分を譲渡し、その譲渡価格が独立取引の原則に合致せず課税所得額が減じられている場合、税務機関は合理的な方法により調整を行う権利を有する点には留意が必要です。

### 4. 国外投資側（実際支配側）による中国居住者企業の出資持分の間接譲渡

(1) 株式支配している会社の所在国が低税率の場合

譲渡される国外の株式支配している会社の所在国（地区）の実質税率が 12.5%以下  
or  
その居住者の国外所得に対して所得税を徴税していない

以上のいずれかに該当する場合、出資持分譲渡契約締結日より 30 日以内に、出資持分譲渡される中国居住者企業所在地の主管税務機関に以下の資料を提出する必要があります。

- ・ 出資持分譲渡契約書または協議書
- ・ 国外投資側とその譲渡される国外の株式支配している会社との資金、経営、売買等方面における関係
- ・ 国外投資側が譲渡する国外の株式支配している会社の生産経営、人員、財務、財産等の状況
- ・ 国外投資側が譲渡する国外の株式支配している会社と中国居住者企業の資金、経営、売買等の方面における関係
- ・ 国外投資側が譲渡される国外の株式支配している会社を設立することに合理的な商業目的を有することの説明
- ・ 税務機関が要求するその他関連資料。

(2) 組織形式の濫用とみなされる場合

国外投資側（実際支配側）が組織形式の濫用等の処理を通じて中国居住者企業の出資持分を間接譲渡し、且つ合理的な商業目的を持たずに企業所得税納税義務の回避を企図したと認定した場合、主管税務機関は経済実態に沿って当該出資持分譲渡取引について改めて位置づけを行い、税収協定に適用する国外の株式支配している会社の存在を否認します。

5. 複数の株式支配している会社の出資持分の同時譲渡

国外投資側（実際支配側）が国内または国外の複数の株式支配している会社の出資持分を同時に譲渡する場合、次のいずれかの処理を行います。

譲渡契約がある場合	出資持分を譲渡される中国居住者企業は譲渡契約全体と当企業に該当する一部の契約を主管税務機関に提出。
譲渡契約がない場合	出資持分譲渡される中国居住者企業は主管税務機関に全部譲渡される各々の株式支配している会社の詳細資料を提出し、正確に国

	<p>内の譲渡される企業の譲渡価格を区分すること。</p> <p>正確に分けることができない場合には、主管税務機関は合理的な方法を選択し、譲渡価格を調整する権利を有する。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------

## 6. 特殊性再編条件の適用

非居住者企業が出資持分譲渡所得を取得し、《企業再編業務における企業所得税処理の若干問題に関する通知》<sup>2</sup>で規定している特殊性再編条件に合致しており、且つ特殊性税務処理を選択する場合、税務機関より許可を経る必要があります。

以 上

\*弊社ウェブサイト (<http://www.jris.com.cn/>) でバックナンバーをご覧頂くことができます。

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 税制、法律、外貨管理制度等は中国当局により変更されることがございますので参考資料としてご利用ください。</li> <li>2. 本資料は、作成日時点で弊社が入手し得る資料及び一般に信頼できるとされる情報源に基づいて作成されたものですが、情報の正確性、完全性につきましては、弊社で保証するものではありません。本資料の内容につきましては、あくまで弊社の意見を示すものに過ぎません。また、本資料の一部または全部を、電子的または機械的手段を問わず、無断で複製または転送などを行わないようお願いいたします。</li> </ol> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

<sup>2</sup> 財税〔2009〕59号：2009年4月30日公布、2008年1月1日施行。